

# 人間ドック受診費用補助

## 1 給付要件

- (1) 公立学校共済組合が実施する教職員人間ドック・脳ドック・PET検診・割引人間ドックの受診に対し、1年度につき1回限り3,000円を上限に補助します。
- (2) 教育関係団体職員については、加入する健康保険の保険者が実施する人間ドックに限り、補助します。
- (3) 受診後、人間ドック補助請求書(第5号様式)に人間ドックを受診したことのわかる領収書の写しを添付し、所属長の承認を受け、振興会に提出してください。

## 2 注意事項

- (1) 領収書に人間ドックを受診したことがわかる受診コース名が記載されていない場合は、受診コース名がわかる資料を添付してください。

例) 受診コース名が「Cコース」等では、人間ドックを受診したことが確認できません。

- (2) 領収書の原本を提出された場合でも領収書の返却はいたしませんのであらかじめご承知ください。
- (3) 市町村や他団体から補助を受けた場合は、その補助額を差し引いた額に対して補助をします。

例) 医療機関への支払い(オプションを除く)が23,000円で市町村互助会等から5,000円の補助がある場合

医療機関への支払い	23,000円	
互助団体からの給付	△ 5,000円	
差引額	18,000円	← この額から3,000円を補助する。
振興会	3,000円	
本人負担	15,000円	

人間ドック補助請求書については、4月23日付で各所属に配布してあります。また、「各種事務手続き」からダウンロードすることもできます。

給付金の振込予定日は、振興会で請求書を受領した月の「翌月25日(営業日)」です。給付スケジュールについては、振興会ハンドブック2019年度版12頁をご覧ください。